

入札時に提出していただく工事費内訳書の様式変更について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設業者は、材料費、労務費、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他該公共工事の施工のために必要な経費を記載した内訳書を入札時に提出しなければならないこととされました。

備前市の建設工事においても、令和8年1月5日以降に入札公告を行うものから入札時に提出していただく工事費内訳書の様式を変更します。

内訳書への記載が新たに必要となった項目

1. 材料費及び労務費

直接工事費の内数として記載する。

2. 法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額を現場管理費の内数として記載する。ただし、公共建築工事については、工事原価の内数として記載する。

3. 建退共制度の掛金

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を現場管理費の内数として記載する。

4. 安全衛生経費

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を工事原価の内数として記載する。

新様式については、次項のとおりです。

なお、入札書の提出にあたっては、工事名・項目等の記載ミス防止の観点から当該工事の設計図書等データに添付されている工事費内訳書を使用してください。

令和 年 月 日

備前市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者 職・氏名

工 事 費 内 訳 書

工 事 名	
-------	--

工 種 等	金 額 (円)
	a
	b
	c
	d
直接工事費計	A(a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格	A+B+C+D
うち安全衛生経費(※2)	

※1 建築工事の場合は、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」と読み替えるものとする。

※2 建築工事の場合は、「工事原価のうち安全衛生経費」と読み替えるものとする。